

福岡県公報

令和五年三月十日
第三百八十号
増刊
①

目次

条 例(第二号)

○福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例

(中小企業振興課) ……………一

公布された条例のあらまし

◇福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例

(商工部中小企業振興課)

1 新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者の信用保証料の負担を軽減することを目的とし、信用保証料補填の対象となる融資制度を新たに追加するとともに、基金に基づく事業を令和九年度まで継続することに伴い、福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例の一部を改正する条例

例

福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例(令和二年福岡県条例第五十号)

の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金条例

第一条中「令和二年」を削り、「福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金」

を「福岡県緊急経済対策資金等信用保証料補填臨時基金」に改める。

附則第二項中「令和九年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。